

随意契約理由書

工事名 主要地方道 堺かつらぎ線 緊急法面復旧工事（R4）

本工事は、令和4年3月に、河内長野市滝畑地内の主要地方道堺かつらぎ線において、道路法面が崩壊し、現在通行不能となっている本路線の早期復旧に向け、緊急法面復旧工事を行うものである。擁壁工・ブロック積工等を行う予定であるが、別で発注する緊急随契（設計）により、現地測量、土質調査、詳細設計等行ったうえでの対策となるため、対策内容は変更する可能性がある。

当該箇所は、現在、道路谷側の法面の崩壊により、車道の一部が滑落しており、現在も不安定で危険な状況にある。

また、本路線は河内長野市と和歌山県かつらぎ町を結ぶ府県間道路であり、区間内にはキャンプ場も開設されているため、シーズン中は多数の観光客が通行する道路であるため、本路線の通行止めを一刻も早く解消する必要がある。

このため、直ちに発注の必要のある「特に急迫を要する緊急の工事」として、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき緊急随意契約を行うものである。

なお、本工事の施工業者については、災害時施工能力事前審査認定業者の登録を受け、施工場所に最も近く緊急に資機材及び人員の調達が可能な下記業者を選定するものである。

■業者名：株式会社西端組